

第 1079 回教育委員会 会議録

令和 2 年 2 月 12 日

14:00～15:10

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1079 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員 と 山川委員 を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「令和元年度「未来に伝える山形の宝」登録について」、文化財・生涯学習課長から報告してください。

<文化財・生涯学習課長>

それでは、私から「令和元年度「未来に伝える山形の宝」登録について」、御報告申し上げます。

資料の報告 1 - 1 ページを御覧ください。

地域に残る有形・無形の様々な文化財を一つのテーマで結びつけ、保存・活用する取り組みを登録する「未来に伝える山形の宝」につきまして、今年度新たに 2 件が登録され、2 月 5 日水曜日に知事より登録証を交付されました。

1 件目の名称は、「栄華を誇った谷口銀山 在りし日の情景を後世へ」であります。これは、新庄藩の財政を支えたとされ、金山町の史跡として指定されている谷口銀山跡を核としまして、当時の反映を偲ばせる文化財の整備や維持管理、現地のガイドや研修会を行い、今に繋がっている歴史や伝統について情報発信を行う取り組みを行っております。

2 件目の名称は、「萬世大路 山形県の近代化の礎となった明治日本における最先端の土木産業遺産」であります。核となる文化財である萬世大路は、平成 8 年に「歴史の道百選」として文化庁の選定を受けております。その周辺に残る栗子隧道等の遺構を活用し、地元小学生や観光客を案内するガイドや機関紙の発行等を通じて、未来へと伝えていく取

組みを行っております。

それぞれのテーマの内容につきましては、報告 1 - 2 及び 1 - 3 ページに記載しておりますので、後程御覧いただければと思います。今年度のこの 2 件を加えまして、登録件数は 29 件となります。

今後も県内各地に残る文化財保存を活用し、地域活性化や交流の拡大につながる取り組みを支援して参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長>

議第 1 号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長>

議第 1 号になります。

「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」、御説明いたします。

この条例施行規則の中に、第 18 条として非常勤職員の勤務時間及び休暇等についての項目を加えるものでございます。

提案理由にありますように、令和 2 年 4 月 1 日の会計年度任用職員制度の開始に合わせて、非常勤職員の勤務時間及び休暇等を定めるために提案するものでございます。詳細につきましては、概要のところでお説明させていただきます。

議 1 - 3 の資料を御覧ください。

表の左列の「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」が昨年 3 月に改正されております。この度はその条例施行規則に第 18 条として、非常勤職員の勤務時間については 1 日につき 7 時間 45 分を超えないこと及び常勤の学校職員の 1 週間当たりの勤務時間を超えない範囲内において、県教育委員会が別に定めるという項目を加えるものでございます。

なお、ただし書きがございまして、労働基準法第 41 条第 3 号に規定する許可を受けた場合には、当該許可に係る勤務時間となります。このただし書きについては、表外のアスタリスクの部分ですが、想定されているのは、いわゆる監視又は断続的労働を行っている寄宿舎管理人、寄宿舎警備員及び寄宿舎指導員の夜間に施設の管理や警備を行うという職員でございます。このような職員については、先ほど御説明しました 1 日につき 7 時間 45 分を超えないという規定は該当しないこととなります。施行日は令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> 県立学校職員として、ただし書きに該当すると想定される職種は三つ程度だということです。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 初めに、山形県立学校における学校運営協議会の設置と規則改正の経過について御説明いたします。

議2-6の概要資料を御覧ください。

本県では平成29年2月24日に公布、施行されました「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」によりまして、一番最初に県立小国高等学校を学校運営協議会の設置校として、令和2年3月31日までの3年間として指定して参りました。

その間、学校運営協議会の制度に関する法律であります「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されました。

そこで、法律の改正並びに今年度末の小国高校の指定期間終了を受けまして、「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を改正する必要が生じたというものであります。

「3 主な改正内容」であります。学校運営協議会の設置につきまして、教育委員会の指定から設置の努力義務化及び協議の結果の情報提供等の法律に合わせた改正となります。

規則の改正内容は、議2-1から議2-2になりますが、詳細につきましては、議2-3からの新旧対象表を御覧いただきたいと思います。

今回、国の法改正のポイントが五つございますので、この五つのポイントと合わせて御説明させていただきます。

まず初めに、法改正の一つ目のポイントですが、設置については指定ではなくて、全ての学校についての努力義務化に変わりましたので、左側の欄にある現行第3条第1項において「協議会を設置する学校として指定する」とありましたが、所管学校の全てにおいて学校運営協議会の設置が努力義務化されたことで、右欄の改正案では第2条第1項において設置について規定し、第2項で設置に際して対象学校の校長の意見を聞くこととし、第3項で対象となる学校を明らかにするための手続きを規定しております。

なお、第3条以降の条文において「指定学校」を「対象学校」という

文言に全て改め、現行の第4条を改正案では第3条として以降の条を繰り上げております。

次に、二つ目の改正案のポイントが、協議会の任用に関する意見の柔軟化でございます。法律では、学校運営協議会対象学校の職員の任用に関して、意見を述べるができることと定められましたので、その対象となる事項が教育委員会の判断に委ねられました。このため、次のページの議2-4ページの一番上になりますが、第4条第2項の改正案に、意見を述べる事項について規定しました。その内容としましては、前のページの第3条に規定されてある第1号から第5号の内容について、意見を述べるができることと規定したところです。

続きまして三つ目のポイントが、協議の結果に関する保護者及び地域住民への情報提供についてでございます。このため、現行規程の第6条を改正案の第5条のように改め、その第2項に情報提供に努める内容として、学校運営及び学校運営への必要な支援に関する取り組みの結果を追加いたしました。具体的には、学校だよりや学校運営協議会のオリジナルの便りを発行する等して、学校のホームページ等で積極的に公開するということが考えられます。

次に、法改正の四つ目のポイントは、学校運営への支援として学校運営に資する委員を追加することでございます。このため、委員の任命について追加された規定がございます。現行規程第7条においては地域の自治会やPTAの方々に委員として入っていただいておりますが、改正案では、それに加えて第6条第2項第3号に「社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者」という国の文言に倣ったものを追加いたしました。

最後に、法改正に五つ目のポイントが、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置についてでございます。議2-5の現行規程の第13条に「指導及び助言」、第14条として「指定の取消し」という規定がありましたが、改正案では第12条として一つにまとめた上で、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置として規定しました。

運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導・助言を行い、そして協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずることといたしました。

この5点が法律に基づいた改正ということになります。

また、下線を引いているところが、総務課行政管理担当と検討して文言の修正を行った箇所です。なお、今後の進め方としましては、教育長の専決処分として既に小国高等学校が学校運営協議会に指定されておりますので、今後は改正後の規則のもとに運営されることとなります。また、学校運営に支障がないように、当該校への周知も図って参りたいと考えております。御審議よろしくお願いたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長>

説明の中でも出て参りましたが、学校運営協議会について文部科学省

が考え方を進め、努力義務化したという変更に伴うものでございます。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「県立高校再編整備基本計画の一部改定について」、
高校教育課 高校改革推進室長より説明願います。

<高校改革推進室長> 議3-1の資料を御覧ください。

県立高校再編整備基本計画について、「県立高校の再編整備に関する基本方針」を別添のとおり変更するというものでございます。提案の理由といたしまして、人口減少社会の中、地域から求められている学校の役割が増加しております。また、国も地域振興の核として、高等学校教育の質の向上に取り組む方針を示していること等、小規模校をはじめ学校を取り巻く状況に変化が生じていることに対応するためでございます。

議3-2を御覧ください。

この資料は、先月の教育委員協議会で説明申し上げたところでございますが、その後1月22日の県議会で報告し、議3-3から4の資料を公表した上で、パブリックコメントで意見募集を実施したところでございます。

そのパブリックコメントの結果につきましては、資料議3-5から6に概要をまとめましたので簡単に御説明いたします。

「1 意見募集期間」は、先ほど申し上げました県議会への報告公表しました令和2年1月22日から令和2年2月5日でございます。

「2 提出された意見の件数」でございますけれども、変更案に係る意見が8件です。変更以外のその他の意見は6件でございます。提出された意見の概要でございますが、主なものを御紹介いたしますと、まず変更に関する意見について、上から6番目まで賛成的な立場の御意見でございます。下の2つが反対の立場での御意見でございます。

賛成の立場の意見といたしましては、「地域」というキーワードが一つの理由となっておりますが、1番目の丸の「高校すべてが地域の担い手を育てる重要な場であること」や4番目の丸の「地域独自の活性化プランを実践していくことで、入学者を確保するだけでなく、地域の活性化に繋がっていく」といった御意見などもございました。

一方、反対の御意見といたしまして、7番目の丸でございますが、「切磋琢磨できる環境を整えるためには、学校を統廃合し、集約させるべきだ」という御意見がございました。最後の丸ですが、県、自治体の財政的な点において限りある予算、人材を集中させたほうが良いという御意見もいただいたところでございます。

その他の御意見といたしまして、特別支援教育の充実、地域の魅力を取り入れた学科配置、その他の都道府県や学区から受験がしやすい環境

を整備すべきだという御意見もいただいております。

再び、議3-1から2を御覧ください。

パブリックコメントの結果も考慮した上で、議3-1から2にありますように、県立高校再編整備基本計画の「県立高校の再編整備に関する基本方針」を変更したいと考えております。

議3-2でございますが、先月の教育委員協議会にお示しした変更案から一部修正した点がございますので、御説明申し上げます。

(ウ)の文中の4行目以降につきまして、先月の変更案では、「学校魅力化に係る地域連携協議会(仮称)を設置し、学校の魅力化、活性化策を、3年間を目処として実施し」としておりましたが、今回、(仮称)の後ろに「等」加え、「学校の魅力化、活性化策を」を「学校の魅力化、活性化等を検討し」という言葉に修正してございます。

このことにつきましては、パブリックコメント等におきまして、県立高校ではありますが、地域の学校としての側面もあって、県と地元地域がこれからも一緒になって学校づくりを行っていくべきだという御意見や地域独自の活性化プランを作ることによって、学校のみならず、地域の活性化に繋がるという御意見もいただきました。加えて、関係自治体へ事前説明に伺った際に、これまで以上に積極的に関わって支援したいという意向を示していただいた市町村もいくつかあったことから、地元がより主体となって、協議会を運営して、学校を核とする地域力強化に取り組むことができるような表現にしたところでございます。

また、小国高校につきましては、既にコミュニティスクールに指定され、学校運営協議会が設置されております。その中で学校の魅力活性化について協議いただくこととしており、「地域連絡協議会等において」という表現にしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<山川委員>

今回の変更案については、3年間で様々なことを頑張っていくため、すぐに廃校や従来の募集停止を行わずに、3年間は見てみましょうということですので、その限りで賛成と考えております。

このパブリックコメントにある反対意見は従来の考え方だと思いますが、これ自体はそのとおりだと思います。しかし一方では、高校がなくなると、地域にとって非常に大きな問題だということもわかっております。ある程度期間を区切り、とにかく頑張ってみましょうということですので、そこは賛成だと考えております。

先ほど、御説明のあった議3-3の変更案のところの書き方について、改正案で(仮称)の後ろに「等」を加え、「学校の魅力化、活性化策を」を「学校の魅力化、活性化を検討し」に修正したということですが、これは印象的に日本語の表現としてわかりにくいと思いました。つまり、中身は同じだと思うのですが、今回の文言よりも、前の文章のほうがわかり易いと思ったのですが、いかがでしょうか。

- <高校改革推進室長> 先ほどの説明の繰り返しになりますが、事前説明会においてより地元が主体的にやりたいという話もありましたし、パブリックコメントにおいても積極的に関わっていききたいというものもございました。
- また、小国高校についても学校運営協議会という代替できるものがあり、それを含めた表現にしたため、少し幅広い表現になっております。
- <山 川 委 員> 改正案の「学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施します。」は、学校の魅力化、活性化策を実施するということだと思えますが、何を実施するというのが入っていません。細かいことで中身の問題ではないのですが、修正前のものを見ると、何を実施するのかがわかる文言になっています。
- 修正前の表現をそのままにしないで、字数的にも行数的にもほとんど変わらないものを変えているということは、このことを踏まえてのことだろうとは思いますが修正前の方がわかりやすいと思い、発言しました。このため、これに反対ということではないです。
- <高校改革推進室長> 現在、設置要綱等の原案を作っておりますので、その部分を明確にしていきたいと思えます。
- <菅間教育長> 室長からも説明がありましたが、「実施し」というと、県が主体になってしまうところを、今回の修正案では市町と一緒にという意味合いを出すために、修正を行ったということです。それによって、山川委員から御指摘があったような明確ではないという意見も出てくるかもしれませんが、そこは十分に説明が必要だと思えます。
- <菅間教育長> 他にございますか。
- <涌 井 委 員> パブリックコメントの結果を拝見させていただいて、高校に対する期待が高いということを改めて知ることができました。非常に前向きな御意見やこれからの見解の参考になる具体的なお話をされている方もおられ、非常に心強い思いがしました。
- 私は「子ども達にとってどうか」を一番に考えなくてはいけないと思っておりますが、そのような中で子ども達が生き生きと人生を送るための地盤づくりが、小規模校でしか担えない部分もあるのではないかと思いました。3年という期間は非常に短くて、私は少し心配しているのですが、その期間中に各学校、自治体等と協力しながら、ぜひ生き残りをかけた道筋を見つけていただきたいと思います。
- <菅間教育長> 他にございますか。
- <武 田 委 員> 小国高校が先進的な取組みの事例として出てきているのが一つ希望だと思えます。地域住民、先生や生徒達も危機感を抱いておりますが、

その熱量は高いと感じております。また、小国高校では様々なネットワークを使って、小国高校の魅力化に協力してくださるコーディネーターの方を県外にまで広げて募集していると聞いております。このようなモデル的な取組みをぜひ共有していただき、横のつながりを作っていたきたいと考えております。

<菅間教育長> 他にございますか。

<片桐委員> 先ほど涌井委員がお話しされたように、学校の魅力化、活性化について3年間を目処に検討というのは、非常に難しいことだと思います。地域連携協議会を設置することになりますが、そこでは県に対する反発も出てくると思いますが、丁寧に協議し、県の方針を御理解いただいた上で、進めていかなければならないと痛切に感じました。

<菅間教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 議第4号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長> これで、第1079回教育委員会を閉会いたします。